

**津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
（商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型）**

二次公募 公募要領

平成26年10月

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

目 次

1. 事業の目的・補助対象事業者について.....	1
(1)事業の目的.....	1
(2)補助対象事業者.....	1
2. 補助率及び補助対象経費等について.....	2
(1)補助対象経費及び補助金交付上限額.....	2
(2)補助率.....	3
3. 事業実施期間について.....	3
4. 補助事業者の義務等.....	3
5. その他.....	4
6. 応募書類の提出について.....	4
(1)受付期間.....	4
(2)提出方法.....	4
(3)補助金申請に係る福島県の同意.....	5
(4)提出先.....	5
(5)インターネットの利用.....	5
(6)提出書類について.....	6
7. 採択の審査及び結果通知について.....	6
(1)採択時の主な審査内容.....	6
(2)採否の通知等.....	7
(3)公募のスケジュール.....	7
(4)その他.....	7
<申請様式>	
応募申請様式.....	8
お問い合わせ先.....	28

1. 事業の目的・補助対象事業者について

(1) 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が解除された地域や避難指示解除が見込まれる地域等における住民の帰還及び産業復興を加速するため、これらの地域における商機能の回復を目的として自治体を実施する商業関連施設の整備事業に対し、その経費の一部を補助することにより、住民の帰還、企業の立地を円滑に進める環境整備を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業者

以下の要件を満たし、事業終了後の用地・建屋・設備等の管理・運営等に責任を持って実施することができる者。

補助要件

補助対象地	福島県内における次に掲げる地域であること。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害被災地域</td> <td>避難指示解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域（※1）</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象地域		原子力災害被災地域	避難指示解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域（※1）	
	補助対象地域					
原子力災害被災地域	避難指示解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域（※1）					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">※補助対象地域（自治体別）</th> </tr> <tr> <th>県名</th> <th>補助対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県</td> <td>川俣町の一部、田村市の一部、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町</td> </tr> </tbody> </table>	※補助対象地域（自治体別）		県名	補助対象地域	福島県	川俣町の一部、田村市の一部、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町
※補助対象地域（自治体別）						
県名	補助対象地域					
福島県	川俣町の一部、田村市の一部、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町					
※1 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。なお区域は、本公募開始日時点のものとする。						
補助事業者	補助対象地域に所在する市町村					
対象施設	補助対象地域に立地する商業施設及び付帯施設・設備 （建屋の取得・改修等を伴わない設備のみの事業は補助対象外。ただし、将来における公設商業施設整備を前提として行う事前の調査・設計のための事業については、当該事業において建屋の取得・改修等が含まれていない場合でも補助対象とする場合がある。）					
交要件	申請に先立ち、事前に福島県商業まちづくり課（以下、県）に事業内容を説明し、同意を得ること （県の同意書（別添1）を応募申請書に添付のこと）					

2. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費及び補助金交付上限額

補助事業の 名称	補助対象事業		補助金交付 上限額
	補助対象経費の 区分	内 容	
商業施設等 復興整備補 助事業（公 設商業施設 整備型）	(1) 土地取得費	本補助事業を運営する上で必要な 範囲の土地の新規取得費とする。	(全区分合 計) 原則と して5億円 (※)
	(2) 土地造成費	補助事業の用に供するための地盤 面の形状を変える工事に要する経 費とする。	
	(3) 建物取得費	本補助事業を運営する上で必要な 施設の設計、新規建築、増築、改 築、及び中古建物の取得に要す る経費とする。 なお、当該施設整備のために行う 既存建物・設備の改修費、撤去費、 移設費等を含む。	
	(4) 設備費	補助対象施設において活用する設 備の購入、据付けに必要な経費を いう。建物と切り離すことのでき ない付帯設備は原則として建物取 得費に含める。	
	(5) 調査・ 設計費	施設整備等のための調査・設計に 要する経費及び施設の内容・規模 等を検討するための調査に要する 経費をいう。	

※ただし、地域における商機能回復の観点から福島県知事が特に認める施設であって、かつ基金設置法人が認める施設については上記制限を緩和することができる。

次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 申請事業者の人件費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具など事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタなど）の購入費
- ・ 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2)補助率

3 / 4 以下

3. 事業実施期間について

交付決定後、補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、平成30年3月末までに事業を終了する（事業には当補助事業の実績報告や確定検査及び補助金支払い等のすべての手続きを含む。）こととします。

4. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等について、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、貸付け又は担保に供すること）できません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくこととなります。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後10年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業にて整備した施設等の運用状況について、本事業の基金設置法人である一般社団法人地域デザインオフィス（以下「地域デザインオフィス」という。）に報告しなければなりません。ただし、地域デザインオフィスが必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができます。
- ⑧ 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

5. その他

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。

また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、補助の対象となりません。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局又は経済産業省担当課にご相談ください。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
- ⑥ 補助事業者は、施設の運営開始後5年以内に商業施設としての運営を休止、又は廃止したとき（災害により運営が継続できなくなった場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）は、事務局又は地域デザインオフィスに報告しなければなりません。また、事務局又は地域デザインオフィスは、上記の報告を受けたときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部の返還を求めることができます。
- ⑦ 補助事業者が本補助事業により整備された施設等の全部又は一部を民間事業者等に貸与し、貸与先から賃料等を徴収する場合、当該賃料等による収入が施設の維持・管理等に関して補助事業者が負担する経費を大幅に上回ることはないような賃料設定として下さい。（制度の趣旨に鑑み、長期的観点から賃料収入の累計が施設の維持・管理等に関して補助事業者が負担する経費の累計を上回らないようご留意下さい。）
- ⑧ 補助事業者が本補助事業により整備された施設等について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者（同法第2条第1項第2号に掲げる料理店、同項第4号及び第8号に掲げる営業は除く）に対して貸与等を行うことは認められません。

6. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成26年10月10日（金）～平成27年3月31日（火）正午まで【必着】

(2) 提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、**正本1部と写し6部の計7部および提出書類を収めた収めたCD-R**を、上記期間までに事務局へ郵送にて提出してください。また、併せて**写し1部**を福島県商業まちづくり課へ郵送にてそれぞれ提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

(3)補助金申請に係る福島県の同意

応募される方は、事業内容について事前に福島県の商業まちづくり課に説明し、必ず別添1による県知事の同意を得てください。なお、県への説明にあたっては本補助金申請に係る各種様式及び添付書類の案を提出してください。(必要に応じて、追加の資料提出等を求められる可能性があります。)

また、県による内容確認に2週間程度の期間を要するため、余裕のある対応をお願いいたします。

事務局、県の商業まちづくり課の連絡先等は、P. 28「お問い合わせ先」のとおりです。

(4)提出先

提出書類は郵送により以下に提出してください。封筒等の表面に「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型）応募書類在中」と朱記してください。なお、郵送先は経済産業省ではありませんので、ご注意ください。

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業）事務局>

【提出物】 正本1部+写し6部+電子媒体一式

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル

みずほ情報総研（株） 社会政策コンサルティング部

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業）事務局

TEL：03-5281-5300

※電話受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～17:30（土日祝日除く）

E-mail：syogyo-ritti@mizuho-ir.co.jp

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html>

<福島県> **【提出物】 写し1部**

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部商業まちづくり課

TEL：024-521-7299 FAX：024-521-8886

- (注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注4) 1者で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送（1郵送につき1申請）をお願いします。

(5)インターネットの利用

本公募要領及び関連資料は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。応募申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html>（事務局）

(6)提出書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません）。
- ②以下の「提出書類一覧表」における書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業）事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本1部 … 両面印刷 A4判 ・ 写し6部 … 両面印刷 A4判 ・ 電子媒体一式 … P. 27「提出書類のとりまとめ方法」で指定する書類を格納したCD-R（DVD-Rも可。以下同じ。）
福島県商工労働部 商業まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写し1部 …両面印刷 A4判

※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。

※CD-Rには「申請者名」を必ずメディアに直接印字又は記載してください。

- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。
- なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご注意ください。

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様式
提出書類	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第2
	<input type="checkbox"/> 事前確認について（福島県の同意書）	別添1
	<input type="checkbox"/> 整備計画	別添2
	<input type="checkbox"/> 支援の必要性	別添3
	<input type="checkbox"/> 地域の利便性向上	別添4
	<input type="checkbox"/> 運営体制	別添5
	<input type="checkbox"/> 地元との調整	別添6
	<input type="checkbox"/> 市町村が定める復興計画との整合性	別添7
	<input type="checkbox"/> 補助事業の実施計画（様式第2の1）の添付書類	様式無し
	<input type="checkbox"/> 様式第2の補足資料	様式無し

（注1）共同申請の場合、様式第2「2～4」については共同申請を構成する申請者ごとに用意した上で、共同申請単位でとりまとめて提出してください。

（注2）上記以外にも確認書類等がありますので、P. 25の「提出書類等チェックシート」を十分にご確認ください。

7. 採択の審査及び結果通知について

(1)採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

①基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ「1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか。

イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金を確保できているか（又は確保できる見込みであるか）。

ウ. 補助事業の実施体制 等

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。

②事業内容に関する審査

ア. 支援の必要性

地域において十分な商業施設が整備されておらず、公設による商業施設整備が必要か。

イ. 地域の利便性向上

地域の生活利便性を向上させ被災住民の早期帰還・企業の立地促進に資する事業か。また、施設の立地場所や規模等は適切か。

ウ. 運営体制

当該事業で整備する施設等について持続的に運営可能な体制が構築されているか。

エ. 地元調整

地域の事業者等と十分な事前調整を行っているか。

オ. 市町村が定める復興計画との整合性

当該市町村が定める復興計画と整合性の取れた事業であるか。

(2)採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）は決定後、事務局から速やかに通知します。

採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、事務局に対して行います。

(3)公募のスケジュール

受付期間

平成26年10月10日（金）～平成27年3月31日（火）正午まで

※申請があった場合、受付期間の終了を待つことなく採択審査、採択先決定を行います。

※交付申請後、書類の確認を経て交付決定を行います。

※交付決定後、事業開始（契約・発注）が可能となります。

(4)その他

本事業では、応募書類の取扱いは厳重に行い、秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

また、公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、事業内容等について公表することがあります。さらに補助対象事業終了後、補助金交付額についても、原則として公表する予定です。

応募申請様式

(様式第1)

平成 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 自治体の名称

及び代表者の役職・氏名 印

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業
(商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型)の応募について

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型)について、不支給要件に該当しないことを確認の上、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 平成●年●月●日

(完了予定日) 平成●年●月●日

4. 補助事業に要する経費 円

5. 補助対象経費 円

6. 補助金交付申請額 円

※様式第2に記載の金額と必ず合致していることを十分確認すること

以上

7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分 経費の内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
土地取得費	円	円	円
土地造成費	円	円	円
建物取得費	円	円	円
設備費	円	円	円
調査・設計費	円	円	円
その他	円		
合計	円	円	円

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

(注2) 消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(注4) 共同申請の場合は、「申請者」に共同申請を構成する全ての申請者に関する事項を記入してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

(様式第2)

住 所

氏 名 (自治体の名称及びその代表者の役職・氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画 * 様式第1の詳細を記載のこと

(1) 補助事業の目的及び内容

(イ) 目的及び施設等整備計画の内容

(ロ) 整備予定の施設の概要

施設の名称			
施設の所在地(住所)	県	市	町●番●号
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
用地取得(予定)年月日	平成	年	月 日
施設で提供する主な商品・サービス等			
業種分類(中・小分類)	業(分類番号 中分類 小分類)		

(ハ) 事業実施部分の土地・建物の所有関係

	補助事業実施前	補助事業実施後
土地の所有者		
建物の所有者		

※他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 調査・設計(予定) 平成●年●月●日

(ロ) 土地取得(予定) 平成●年●月●日

(ハ) 造成工事着工(予定) 平成●年●月●日

(ニ) 建物工事着工・取得(予定) 平成●年●月●日

(ホ) 設備設置開始(予定) 平成●年●月●日

(ヘ) 操業開始(予定) 平成●年●月●日

* 本補助事業で実施を予定していない項目は、記載なしのままで結構です。

(3) 添付書類

(イ) 上記(1)の根拠となる資料

- ・ 別添1 (津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業
(商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型)に関する事前確認について)
- ・ 別添2 (整備計画)

以下を基本として図面等を別添7以降に分かりやすく添付すること。

(公募要領P. 25～26の<提出書類等チェックシート>を必ず確認すること)

(付近見取図・現地説明図)

- 補助事業の実施場所の付近見取図

(用地図面・配置図・設計図)

- 取得する土地の図面
- 施設等の配置図
- 施設等の設計図
- 設備の配置図

(その他)

- 別添2に記載した金額の算出根拠資料 (見積等 (任意))
- 様式第2の補足資料 (任意)

(ロ) その他説明資料 (別添3～7)

2. 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金 (注)	
そ の 他	
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	
上 記 以 外 の 補 助 金	
合 計	

(注1) 予算措置の状況及び見通しがわかる資料を添付すること。

(注2) 当該起債又は借入に関する資金計画（資金調達先、返済計画等）について分かる資料を添付すること。また、補助事業により取得した財産は、原則として担保に供することはできないことに注意すること。

(2) 支出

(単位：円)

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
土地取得費				
土地造成費				
建物取得費				
設備費				
調査・設計費				
その他				
合 計				

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

(注2) 消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額で記入してください。

(注3) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

3. 実施体制図

記述内容	<ul style="list-style-type: none">▪ 本事業の実施体制がわかるような体制図を作成する。▪ 実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。▪ 実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。
<ul style="list-style-type: none">▪ 業務実施体制 <p>※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"><ul style="list-style-type: none">・ 氏名 ・ 役職・ 本事業における役職名・ 本事業における役割 等</div> <pre>graph LR; L[リーダー 氏名 役職 役割] --- SL[サブリーダー 氏名 役職 役割]; SL --- M1[メンバー 氏名 役職 役割]; SL --- M2[メンバー 氏名 役職 役割];</pre>	

※共同申請の場合は、共同申請全体での実施体制図を具体的に記載のこと
※また、共同申請の場合は、「共同事業の構造、各事業者の役割」を体制図内か本様式内に1頁で説明すること

4. 施設運営事業者の概要（補助事業者と施設運営者が異なる場合のみ）

組織概要

組 織 名			
代 表 者 役職・氏名			
連 絡 先	Tel: Fax: E-mail:		
本社所在地	〒		
設立年月日	西 暦 年 月 日	決 算 月	
資 本 金	千 円	従 業 員 数	人
事 業 内 容			
経 営 の 状 況	平成●年度の 決算額	平成●年度の 決算額	平成●年度の 決算額（最新）
売上高	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円
純資産			千円
主な出資者 (出資比率)	○○○ (60%) (株)▽□○ (30%) (株)□○○ (1%)		

5. 補助要件確認

担当者 役職・氏名			
担当者 連絡先	Tel: Fax: E-mail: 事務所所在地：〒		
事業実施場所 (県・市町村・住所)	福島県 市/町/ 村	(市町村以降住所を記載)	
補助対象地域区分	該 に ○ 当 区 域	<input type="checkbox"/>	: 居住制限区域
		<input type="checkbox"/>	: 避難指示解除準備区域
		<input type="checkbox"/>	: 避難指示解除区域
補助事業の復興推進計 画との整合性 (注1)	整合性の有無 (有:○ 無:×)	計画名: _____ 策定者: _____ 整合箇所: _____ 整合内容: _____	
	○or×		
補助事業の内容	土地の取得 (新規取得する場合は○)	土地の造成 (実施する場合は○)	建屋の取得(注2) (取得する場合は○)
	○or×	○or×	○or×
	(×の場合、理由を記載)	(×の場合、理由を記載)	(×の場合、理由を記載)
	設備の取得 (取得する場合は○)	調査・設計 (実施する場合は○)	
	○or×	○or×	
	(×の場合、理由を記載)	(×の場合、理由を記載)	

(注1) 復興推進計画とは東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づくもの

(注2) 原則として、建屋の新規取得(新增設、既存建屋購入)が補助要件

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

(別添1)

平成 年 月 日

申請者名 殿

福島県知事 名 印

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業

(商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型)に関する事前確認について

事前に確認依頼のありました、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業：公設商業施設整備型)について、以下の観点から確認を行った結果、事業内容について妥当であると認めます。

記

確認事項	確認欄
当該地域について民間店舗等だけでは住民生活の利便性回復の観点から十分な商品・サービス等の提供が期待しがたいため、住民の帰還支援の観点から当該施設の整備が必要不可欠であるか。	
整備予定施設の規模等は適正なものであり、既存の民間店舗等と相互補完的な役割を果たすものであるか。また、立地場所は住民利便性回復の観点から妥当であるか。	
当該施設に入居する事業者等の業種や数は、住民利便性回復の観点から妥当であるか。	
当該施設の整備・運営について地元事業者等と十分な調整が行われているか。	
当該市町村の復興計画と整合性の取れた事業であるか。	
当該施設整備を行う市町村の区域を越えた集客により隣接市町村等の事業者等の経営を圧迫する懸念は無い。また、懸念がある場合に、隣接市町村と十分な調整が行われているか。(隣接市町村の理解は得られているか。)	
(過去に整備したものも含め複数の公設店舗を整備する場合)過剰な公設店舗の整備とならないか。	

(補助対象経費が5億円を超える事業について知事が特別に同意を行う場合については、別途その理由書を添付のこと)

整備計画

1. 整備計画（共同申請の場合は事業者ごとに記入）

(1) 年次計画

(単位：千円)

	平成 年	平成 年	平成 年	平成 年	計
	(1年次)	(2年次)	(3年次)	(4年次)	
【補助対象分】					
土地取得費					
土地造成費					
建物取得費					
設備費					
調査・設計費					
小計					
【補助対象外分】					
土地取得費					
土地造成費					
建物取得費					
設備費					
その他					
小計					
合計					

(2) 整備内訳

整備内容	単価 (円)	数量 (単位)	金額 (円)	備考 (内訳金額の算出根拠資料を添付している場合は資料番号及び本表記載金額が説明されている頁数を明記)
【補助対象分】				
土地取得費				
小計				積算根拠① (pXX)
土地造成費				
小計				積算根拠② (pXX)
建物取得費				
例) 店舗(建物番号A)				見積③ (pXX)
小計				
設備費				
例) ○○冷蔵庫				見積④ (pXX)

(設備番号C)				
例) ○○冷凍庫 (設備番号D)				見積⑤(pXX)
小計				
調査・設計費				
小計				
合計(a)				
【補助対象外分】				
土地取得費				
小計				
土地造成費				
小計				
建物取得費				
小計				
設備費				
小計				
調査・設計費				
小計				
その他				
小計				
合計(b)				
総計(a+b)				

※種別毎に書くこと

※適宜、行は追加すること

支援の必要性

当該地域について民間店舗等だけでは住民生活の利便性回復の観点から十分な商品・サービス等の提供が期待しがたいため、住民の帰還支援の観点から当該施設の整備が必要不可欠である理由を具体的に記載のこと。(当該地域における現在の民間店舗の再開状況等を具体的に記載のこと。)

(過去に整備した物も含め複数の公設店舗を整備する場合) 過剰な公設店舗の整備とならないか。

※過去に整備した公設店舗の概要がわかる資料があれば、補足資料として添付すること。

地域の利便性向上

整備予定施設の規模等は適正なものであり、既存の民間店舗等と相互補完的な役割を果たすものであるか。また、立地場所や当該施設に入居する事業者等の業種・数は住民利便性回復の観点から妥当であるか。

※帰還住民の想定人数を補足資料として添付すること。

運営体制

当該事業で整備する施設等について持続的に運営可能な体制が構築されているか、具体的に記載のこと。また、入居予定の事業者名、具体的なサービス内容について、下の表を埋めること。他に自治体等からの支援を受ける場合はその施策名及び具体的な支援の内容を記載のこと。

(施設の管理・運営者名：)

入居予定の事業者名	提供する主な商品・サービスの内容

(自治体の支援策)

(運営体制図)

補助事業者、施設管理・運営者、入居事業者等がそれぞれどのような役割を担い商業施設の管理・運営を行うのかについて、それぞれの契約関係や自治体の支援措置も含めた全体図を記載すること。

※施設管理・運営者及び入居予定の事業者等の収支予測（自治体の支援を受ける場合はその金額も追記）について、具体的な資料を添付すること。

地元との調整

当該施設の整備・運営について地元事業者等と十分な調整が行われているか。

※地元事業者等と調整した結果がわかる資料（会議記録等）を補足資料として添付すること。

当該施設整備を行う市町村の区域を越えた集客により隣接市町村の事業者等の経営を圧迫する懸念は無いか。また、懸念がある場合に、隣接市町村と十分な調整が行われているか。（隣接市町村の理解は得られているか。）

※隣接市町村と調整した結果がわかる資料若しくは隣接市町村の事業者等の経営を圧迫する懸念が無いことがわかる具体的根拠等を補足資料として添付すること。

市町村が定める復興計画との整合性

当該市町村の復興計画と整合性の取れた事業であるか。

※復興計画の写しを補足資料として添付するとともに、当該事業の実施箇所に印を付すこと。

<提出書類等チェックシート>

申請者名： _____

※提出漏れがないかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

	提出書類	押印確認欄 (正本複本確認し、 レ or ■ 記入)	確認欄 (レ or ■ 記入)		CD (DVD)	提出部数	
			提出 確認	非 該当		事務局 (正本含)	福島県
① 応募申請書	様式第1	<input type="checkbox"/> 代表者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	1
	様式第2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添1 (福島県の同意書)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添2 (整備計画)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添3 (支援の必要性)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添4 (地域の利便性向上)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添5 (運営体制)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	別添6 (地元との調整)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
② 添付書類	【様式第2 1.(3)(イ)添付書類】付近見取図、土地の 図面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 1.(3)(イ)添付書類】設計図、設備の配置 図等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 1.(3)(イ)添付書類】経費算出根拠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 2.(1)添付書類】予算措置の状況及び見通 しがわかる資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 2.(1)添付書類】起債又は借入に関する資 金計画(起債又は借入がある場合)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 別添3】過去に整備した公設店舗の概要がわ かる資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 別添4】帰還住民の想定人数がわかる資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 別添5】施設管理・運営者及び入居予定の商 業者等の収支予測がわかる資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 別添6】地元事業者等と調整した結果がわか る資料(会議記録等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【様式第2 別添6】隣接市町村と調整した結果がわか る資料若しくは隣接市町村の事業者等の経営を圧迫する懸念が 無いことがわかる具体的根拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
【様式第2 別添7】復興計画の写し(当該事業の実施個所 に印)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
その他 ③	提出書類等チェックシート(本紙)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	1	-
④ 提出書類の 確認	応募申請書類がP. 27の「書類のとりまとめ方法」の通り 整えられていることを確認した。 (印刷方法、左上綴じ、パンチ穴、ページ番号、揃える順番)		<input type="checkbox"/> 十分確認した			<input type="checkbox"/> 確認未済	
	正本1部、副本6部、福島県へ提出する1部について、提出 すべき書面が全て確実にそろっていることを確認した。		<input type="checkbox"/> 十分確認した			<input type="checkbox"/> 確認未済	
	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等、 CD(DVD)への格納は、P. 27の「格納するデータ」の通り になされていることを確認した。		<input type="checkbox"/> 十分確認した			<input type="checkbox"/> 確認未済	
	電子データと正本・副本の内容が一致していることを最終確 認した。		<input type="checkbox"/> 十分確認した			<input type="checkbox"/> 確認未済	
	次頁の【送付の際の留意点】を再度確認した。		<input type="checkbox"/> 十分確認した			<input type="checkbox"/> 確認未済	

【送付の際の留意点】

- (注1) 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
- (注2) 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- (注3) 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- (注4) CD-Rには「申請者名」をメディアに直接印字又は記載してください。

＜提出書類のとりまとめ方法＞【重要】

●書類

◇書類のまとめ方

書類は事務局7部、福島県1部、計8部提出

「提出書類等チェックシート」に記載の順で揃えること。

左上をホッチキス、ダブルクリップ等で束ねる

「提出書類等チェックシート」に記載の全ての書類にパンチ穴（左長辺二穴）をあける

下部中央に通し番号でページ番号を付与

◇書類等提出の仕方

電子媒体
CD (DVD)

正本1部
(両面、押印必須)

写し6部
(両面、押印物のコピー)

写し1部
(両面、押印物のコピー)

【1部同封】
提出書類等チェックシート
(チェック済のもの)

※上記でまとめた書類を事務局7部、福島県1部、計8部提出。※図面等、A3の方が見やすい場合で、A4に折り込むことが可能である場合に限り、A3での提出も可能。

提出先①: 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業
(商業施設等復興整備補助事業)事務局

提出先②: 福島県商業まちづくり課

●電子媒体への格納の方法

◇格納するデータ

格納するデータ ファイル名は、種類ごとに通し番号を振り、 通し番号_「自治体名」資料名としてください。	注意点	ファイル形式
1_「〇×市/町/村」応募申請書.pdf 1_「〇×市/町/村」応募申請書.doc	様式1、2（別添1～7を含む）を1ファイルにまとめる 指定フォーマットを利用	ワード及びPDF
2_「〇×市/町/村」添付書類.pdf		PDF
3_「〇×市/町/村」起債又は借入に関する資金計画.pdf	記載又は借入がある場合のみ	PDF

◇CD (DVD) の作成方法

「自治体名」と提出日を
CDに直接記載

※CD (DVD)に直接上記ファイルを格納してください（フォルダは不要）
※ファイル名の先頭には、半角の通し番号をつけてください。
※添付書類等の1ファイルが大量となる場合は分割も可としますが、ファイルの通し番号を2-1, 2-2等の連番として、ファイル名のみで内容と順番が分かるようにしてください。

お問い合わせ先

内容と問い合わせ先の対応表

問い合わせ内容	問い合わせ先
・ 本事業の趣旨について	・ 経済産業省
・ 応募申請にかかる事前相談について	・ 福島県
・ 復興計画、企業誘致計画等について	・ 福島県
・ 説明会について ・ 補助対象経費について ・ 応募申請書の全般的な記載方法について ・ その他本事業全般について	・ 事務局

経済産業省及び事務局

経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 福島産業復興推進室 TEL: 03-3501-8574 FAX: 03-3580-6389 HP: http://www.meti.go.jp
事務局	〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業 (商業施設等復興整備補助事業) 事務局 TEL: 03-5281-5300 ※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:30 (土日祝日除く) E-mail: syogyo-ritti@mizuho-ir.co.jp HP: http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html

県の担当課

福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県商業まちづくり課 TEL: 024-521-7299 FAX: 024-521-7935
-----	---